

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

税のたより



家を取り壊したら連絡を
 家屋の全部または一部を取り壊した場合は、税務課固定資産税係へご連絡をお願いします。
 ご連絡後、税務課で調査を行い、次年度の課税に反映します。届けがない場合、現地確認ができないこともあり、翌年度以降も今年度と同様の課税がされることになりかねません。
 適切な課税を行うためにも皆さんのご協力をお願いします。
 なお、法務局へ建物滅失登記申請をした場合、連絡は不要です。

問合せ先 役場 税務課
 内線 178・160

個人事業税第1期分の納付をお忘れなく
 個人事業税第1期分の納期限は9月2日(月)です。
 8月中旬に県から納税通知書を送りますので、納期限までに納付をしてください。
 納税通知書には第1期分と第2期分の納付書が同封されますので、納付にあたっては、納付書をお間違いのないように注意してください。

町税はスマートフォン決済で!

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご確認ください。

○利用できるスマートフォン決済アプリ

LINEPay・PayPay・PayB
 auPAY・FamiPay・d払い



町ホームページ

問合せ先 役場 収納課 内線120

問合せ先 西尾張県税事務所
 課税第1課 県民税・事業税第2グループ
 ☎0586(45)3169



県ホームページ

「広報おおはる」・「おおはる議会だより」をスマートフォンアプリで配信中

「広報おおはる」・「おおはる議会だより」をスマートフォンの無料アプリ「マチイロ」で配信しています。下記の2次元コードからダウンロードできます。ぜひご利用ください。



マチを好きになるアプリ



自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん!

- 1 役立つ行政情報を見逃さない!
- 2 自分に合わせた情報が届く!
- 3 いろいろなマチの魅力をお届け!

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。
 ※広告が表示されますが、町とは一切関係ありません。

問合せ先 役場 企画政策課 内線163

